

令和5年度水素エネルギー出前教室運営業務委託 入札説明書

この入札説明書は、令和5年度水素エネルギー出前教室運営業務委託について、静岡県が行う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らなければならない事項を定めるものとする。

- 1 公告日 令和5年11月21日（火）
- 2 執行者 静岡県知事 川勝平太
- 3 担当部局 静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-2949 FAX 054-221-2698
E-mail energy@pref.shizuoka.lg.jp
- 4 競争入札に付する事項
 - (1)入札番号 産エ第2号
 - (2)業務名 令和5年度水素エネルギー出前教室運営業務委託
 - (3)業務概要
県内の小学校において開催する燃料電池自動車を活用した水素エネルギー出前教室の運営業務
- 5 入札参加者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - (3) 静岡県内に本社または支店等の営業の拠点を有すること。
 - (4) 過去5年間に、小学生を対象としたイベントを受注し、実施した実績を有すること。
 - (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団

- 員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、令和5年11月27日(月)午後4時までに下記の書類を郵送(必着)、持参又は電子メールにより提出しなければならない。なお、期日までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

※静岡県内に本社または支店等の営業の拠点を有することを証明する書類を添付すること

イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 契約実績証明書(様式第2号)

※契約書等の写しを添付すること

- (2) 提出された入札参加資格の結果は、令和5年11月28日(火)までに通知する。

- (3) (1)の書類の提出先は次のとおりとする。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課エネルギー政策班

電話番号 054-221-2949

- (4) その他

ア 申請書等の資料作成及び申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書等の返却はしない。

オ 提出された申請書等の公表はしない。

カ 提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。

キ 申請書の提出後、入札を辞退する場合には、入札辞退届(様式第6号)を(3)の場所に入札日時までに提出しなければならない。

7 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、別添の契約書（案）、委託要領（案）、仕様書（案）等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該要領等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。
- (2) 入札書及び入札に係る文書において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札の日時及び場所は、次のとおりとする。

日時：令和5年12月1日（金） 10時

場所：〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県庁別館8階第1会議室B
- (4) 入札参加者は、入札書（様式第4号）に次に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

なお、入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

 - ア 入札金額
 - イ 件名
 - ウ 入札年月日
 - エ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印
 - オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。）。なお代理人は入札権限に関する委任状（様式第5号）を提出すること。
- (5) 入札書は、封書に入れて封印し、その表面に入札番号とともに「令和5年度水素エネルギー出前教室運営業務委託 入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 入札金額は、当該業務委託に要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。
- (11) 入札参加者は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者は、入札会場に参加しようとするときは、「入札参加資格確認通知書」を提示

しなければならない。

(14) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合のほかは、入札会場を退場することができない。

(15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札の場合において、公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札

(3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 所定の日時、場所に提出しない入札

(6) 入札金額を訂正した入札

(7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札

(8) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(9) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(10) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

(11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

10 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

11 契約書の作成

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。

- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約条項

別添契約書（案）のとおり

13 その他

- (1) 委託要領及び入札に関する質疑、確認等は、「質問票」（様式第3号）により令和5年11月29日（水）午後4時までに電子メールで行うこと。（メール送信後、(2)照会先に受信確認の連絡をすること。）なお、電話による照会には応じない。
- (2) 照会先
本件入札に関しての照会先は次のとおりとする。
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課エネルギー政策班
電話番号 054-221-2949
E-mail energy@pref.shizuoka.lg.jp
- (3) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された提出書類を、入札参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- (7) 本件入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。